

令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

定額減税・調整給付・低所得世帯に対する給付について

1 定額減税（所得税及び個人住民税）

○対象者

- ①所得税分 令和6年分の所得税の納税者（合計所得金額が1,805万円以下の方）
- ②個人住民税分 令和6年度の個人住民税所得割納税者（合計所得金額が1,805万円以下の方）

○減税可能額

- ①所得税分 $3万円 \times (1 + \text{扶養親族人数})$
- ②個人住民税分 $1万円 \times (1 + \text{扶養親族人数})$

○手続方法

- ・本人の手続きは不要（源泉徴収義務者及び市町村課税担当課等にて手続きを行います。）

*詳細については、町公式ホームページ等でご確認ください。



2 調整給付（定額減税しきれないと見込まれる方への給付金）

○対象者

- ・定額減税の対象者、かつ、定額減税前の税額が定額減税可能額に満たない方

○給付額

次の①と②の合計額（合計額を1万円未満切り上げ）

- ①所得税分定額減税額〔 $3万円 \times (1 + \text{扶養親族人数})$ 〕 - 令和6年分推計所得税額
- ②個人住民税定額減税可能額〔 $1万円 \times (1 + \text{扶養親族人数})$ 〕 - 令和6年度分個人住民税所得割額

○手続方法

- ・該当世帯には確認書を送付します。内容確認後の返送が必要となります。（8月上旬予定）

*確認書返送・申請期限等、詳細については町公式ホームページ等にてお知らせいたします。

○お問い合わせ 町民税務課 税務G ☎(84)1966（直通）



3 低所得世帯に対する給付

○対象者と給付額 *基準日（令和6年6月3日）において町の住民基本台帳に記録されている方

- ①令和6年度住民税非課税世帯 一世帯当たり 10万円
- ②令和6年度住民税均等割のみ課税世帯 一世帯当たり 10万円
- ③子ども加算 上記1又は2の給付対象者と同一世帯の18歳以下の子ども1人当たり5万円

【対象とならない世帯】・住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯

- ・令和5年度物価高騰臨時交付金（非課税世帯・均等割のみ課税世帯）の対象世帯
- ・令和6年1月1日時点で国内に住所がない場合

○手続方法

- ・該当世帯には確認書を送付します。内容確認後の返送が必要となります。（8月上旬予定）
- ・令和6年1月2日以降に転入した方がいる世帯、子ども加算対象世帯に生まれた新生児については申請が必要です。

*確認書返送・申請期限等、詳細については町公式ホームページ等にてお知らせいたします。

○お問い合わせ 健康福祉課 社会福祉G ☎(84)0006（直通）

